

## 秋の行楽シーズンにクマと遭遇しないために

秋の行楽シーズンでは、キノコ狩りや芋煮会など、外でのイベントが多くなります。特に山や森でクマに遭遇しないためにも、次のことに気を付けてください。

- ①山や森に入るときは、1人ではなく複数で行動しましょう。
- ②出没情報があったところには近づかないようにしましょう。
- ③クマに自分の存在を知らせましょう。ラジオやクマ鈴、笛など、音の出る物を携帯し、クマに自分の存在を知らせることで、遭遇を防ぐことができます。
- ④子連れのクマに注意しましょう。子グマを見たら、近くに母グマがいるものと警戒してください。母グマは気性も荒くなりやすく大変危険ですので、周囲に注意しながら、できるだけ早く遠ざかりましょう。
- ⑤万一、クマに出会ったら、背を向けずにクマを見ながらゆっくり後退してください。
- ⑥ごみは必ず持ち帰るよう徹底してください。

## クマとの遭遇を避ける、クマを引き寄せない、そのために必要なこと

クマが人里に出没することにはさまざまな要因があります。特に下記の要因を減らすことで効果が期待できますので環境整備に対する地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ①クマが隠れやすい環境を減らす

家屋や畑の周辺の藪や草むらはクマが隠れやすい状況となります。できるだけ藪払いや草刈りをして見通しを良くしましょう。

### ②クマの餌となる誘引物をなくす

家庭で出た生ゴミ、廃棄された農作物、未収穫の柿や栗の実等は野生動物の魅力的な餌であり、これらの放置は野生動物を誘引することになります。家屋や畑の周辺に農作物や生ゴミ、また未収穫の柿や栗は放置しないようにしましょう。

### 【問い合わせ】

総務課防災管財係 ☎ 85-6122

農林課森林整備係 ☎ 85-6125



## クマの出没にご注意ください！

山形県全域でのツキノワグマの出没が相次いでおり、白鷹町内においては、今年度9月末で44件報告されており、ツキノワグマは冬眠に向け9月～11月にかけてブナ類の実（ドングリなど）を中心に食べるようになりますが、餌となるブナ類の実の不作が続いており、餌を求めて人里に出没する可能性があります。

【問い合わせ】 農林課森林整備係

☎ 85-6125



## 令和5年度農作物被害防止用電気柵補助事業の要望調査を実施します

令和5年度に農業用作物における鳥獣被害を防止するため電気柵を設置する予定があり、補助事業を活用したいという方の要望調査を行います。

対象者：農業者または農業者グループ

町内単位の集落

提出方法：下記の書類を農林課に提出してください。

【提出していただくもの】

①要望書（住所、氏名、農作物名、事業費、設置延長、設置場所を記入）

※要望書は、白鷹町役場農林課に備え付けております。

②電気柵の見積書の写し

③電気柵を設置する場所がわかるもの

【注意】集落で広域電気柵の整備に取り組む場合、3戸以上で合意形成を図り電気柵の設置、維持管理に取り組む必要があります。

提出期限：令和4年11月4日（金）まで

【注意】令和5年度補助制度に向けた要望調査のため、補助金の交付をお約束するものではないことを申し添えます。

【問い合わせ】農林課森林整備係 ☎ 85-6125

## ■愛のかたち献血にご協力ください

●期日 11月18日(金)

●時間 午前9時30分～11時30分  
午後1時～4時

●会場 白鷹町役場

【問い合わせ先】

健康福祉課 健康推進係

☎ 86-0210

## ■死亡したイノシシを見つけた場合は

### 役場までお知らせください

今年に入ってから山形県内において、捕獲・死亡した野生のイノシシから、2例の豚熱(旧称・豚コレラ)の感染が確認されています。昨年度よりも減少傾向にありますが、当町でも4月に感染が確認されており、今後も感染拡大の恐れがあります。次のことにつきまして皆さまの理解とご協力をお願いします。

#### 《豚熱とは》

①豚熱ウイルスによって起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。  
②唾液、涙、糞尿、汚染物品等との接触などによって感染が拡大します。

▼死亡した野生イノシシを見つけた場合は、触らずに問い合わせ

先まで連絡してください。

※土・日・祝日の場合は、役場

日直(☎85-2111)にご

連絡ください。

▼感染防止のため、関係者以外

の家畜農場への立ち入りは固

くお断りします。

▼公園や運動場などで出たゴミ

は放置せずに持ち帰ってください。

▼豚熱ウイルスは、感染した野

生イノシシの排泄物にもひそ

んでいます。山に入り、下山

の際は、車両のタイヤや靴底

などの泥をよく落としてくだ

さい。

#### 【問い合わせ先】

農林課

☎ 85-6107

## 上下水道課からのお知らせ



### 下水道を使用するにあたってのお願い

下水道施設の管理に際し、異物混入によるマンホールポンプの故障や、雨天時の不明水の流入がみられます。下水道施設を良好な状態で長く使用するために、次のことにご留意ください。

- ①紙おむつ、衛生用品、ペーパータオル、下着等の異物を流さない。(マンホールポンプのつまりや故障の原因となります。)
- ②天ぷら油などの油類は流さない。
- ③三角コーナーなどを利用し生ごみや毛髪などを流さない。
- ④雨水を下水管に流さない。(汚水マスの蓋がはずれたり、破損によって雨水が流入していないかご確認をお願いします。)

—《町設置型合併処理浄化槽の申請を受付中です》—  
令和5年3月までに町設置型合併処理浄化槽の設置を希望される方は、**12月16日(金)**までに申請してください。

※今年度に限らず、合併浄化槽の設置や単独浄化槽からの転換をお考えの方は下記担当までお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

上下水道課業務係 ☎ 85-6138

### 排水設備工事責任技術者登録更新のお知らせ

山形県下水道協会に登録されている責任技術者で、登録の有効期限が令和5年(平成35年)3月31日までの方は、現在所属している指定工事店所在地の市町村で更新手続きが必要です。

●必要な手続き

①登録更新の申請

②更新講習会の受講

●更新申請期間

11月1日(火)～11月30日(水)

※対象の方は必ず手続きくださるようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による講習会に変更となる場合があります。

【申し込み・問い合わせ】

上下水道課業務係 ☎ 85-6138